

第42号

令和元年10月1日

博士學位論文

内容の要旨及び審査結果の要旨

(令和元年度 前学期授与分)

金沢工業大学

目 次

◇博士

(学位記番号)	(学位の種類)	(氏名)	(論文題目)
博甲 第 118 号	博士(学術)	佐古 めぐみ	ソフトウェア分野における発明活動促進 のための発明者視点からの特許制度とそ の運用に関する研究・・・1

は し が き

本誌は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条の規定による公表を目的として、本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を収録したものである。

氏名	きこ 佐古 めぐみ		
学位の種類	博士（学術）		
学位記番号	博甲 第118号		
学位授与の日付	令和元年9月13日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項相当		
学位論文の題目	ソフトウェア分野における発明活動促進のための発明者視点からの特許制度とその運用に関する研究		
論文審査委員	(主査) 教授	加藤 浩一郎	教授 杉光 一成
		教授 鎌田 洋	
		立命館大学大学院	
		教授 小田 哲明	

論文内容の要旨

特許法第1条では、「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。」と規定する。特許を含む知的財産権は、創造・保護・活用といった3つのステージを強化し順番に推し進めることによって日本の産業力を高めようとする「知的創造サイクル」の原動力となっている。本研究は、日本の産業において重要なソフトウェア分野において、発明活動が促進されるために特許制度や企業等におけるその運用をどのようにすればよいかを発明者の視点から明らかにしようとするものである。

本論文の基本目的は、発明活動を促進しうる特許制度の在り方やその実際の運用を検討することである。検討にあたり、発明活動の促進に密接にかかわる3つの課題点に特に着目した。

平成27年に特許法が改正され、インセンティブの付与方法に柔軟性が認められ発明者のモチベーションの多様化に配慮されるようになった。しかし、先行研究では、単独のインセンティブの効果は明らかとされているが、モチベーションの構造や、金銭に加えてどのようなインセンティブを付与するとよいのか、発明者にはどのようなタイプが存在し、どのようなインセンティブが効果的かは明らかとなっていない。また、特許文献は重複研究・投資防止としての役割と、発明の着想源としての役割が期待されるが、特にソフトウェア分野では、その使用目的について、明らかとなっていない。そして進歩性や特許保護の強弱については、技術の占有可能性や独占的排他権の行使可能性、技術取引等にも影響し、ひいては発明者の発明活動にも影響が考えられるため重要となるが、発明の当事者である発明者の観点から、発明活動の促進の効果を踏まえて、これまで研究されて来なかった。そのため、「発明者のモチベーション」「特許文献の活用」「進歩性と特許保護の強弱」を

発明活動促進に係る3つの重要な課題点と捉え、詳細な調査分析及び考察を行った。

本研究では我が国を代表とする著名企業（A社）に所属する147名の発明者に対し、アンケート調査を実施した。調査分析の結果、金銭を職務発明の対価とする制度については、現状のままで良いことが確認できた。

一方、平成27年の法改正を踏まえて、金銭に加えて何かしら特定のインセンティブを与えるよりも、発明者のタイプと、タイプ別にインセンティブには異なる効果があることを意識して、インセンティブ施策を講じるのが良い場合があると考えられることが明らかとなった。また、特許文献の積極的意義について経験や実績の豊かな発明者の結果に限定すると比較的肯定的な傾向がみられた。

さらに、経験や実績が豊かな発明者は「適切な特許文献の探知」や「難解な文献の高い応用能力や理解」など専門的能力が高いと推測され、活用できていない発明者のかかる能力強化の教育が出願件数に貢献する可能性があると考えられた。そして、特許権の保護を強める政策をとると、特に発明活動促進に貢献する経験や実績が豊かなエリート発明者に強いインセンティブを与える可能性が示唆された。

本研究は、特許制度（実務的運用も含む）の検討に当たり発明の当事者の視点の導入に意義を求め、かつ特許法の目的を達成するにあたり重要となる「発明活動促進」に対して、特に今後ますます重要となるソフトウェア分野における調査した点と、統計的な手法を応用し、信頼性と妥当性の一定の基準をクリアした点において新規性と独創性を有している。

また、本研究のような発明者視点の研究は例が無いいため、本研究に示した分析を企業ごとに行うことによって企業の発明活動の促進に活用できる。本研究結果は、A社に対して報告を行い、実際に役立てて行きたいという評価も戴いた。本研究に示した分析を企業ごとに行うことによって企業における発明活動の促進も期待でき得る点においても有効であると考えられる。かかる特許制度研究は余り例を見ないため、立法・政策立案の一つの参考材料となり得る点で有用である。

しかし、ソフトウェア分野における一企業の検討で、限られた範囲を対象とする先駆的な研究であるため、より一般化するために今後さらなる分野や企業などに枠を広げ研究を進めて行きたい。

論文審査の結果の要旨

従来から従業者等による職務発明に対する対価について問題になっていたところ、平成27年に特許法が改正され、インセンティブの付与方法に柔軟性が認められ発明者のモチベーションの多様化に配慮されるようになった。しかし、多くのモチベーションに関する先行研究があるものの、発明者にはどのようなタイプ(どのような価値観を有する発明者群)が存在し、タイプ別にどのような特徴を有するかは明らかとなっていなかった。また、特許文献は重複研究・投資防止としての役割と、発明の着想源としての役割が期待されるが、特にソフトウェア分野に限定して、その使用目的について調査されてはいなかった。そして進歩性や特許保護の強弱については、技術の占有可能性や独占的排他権の行使可能性、技術取引等にも影響し、ひいては発明者の発明活動にも影響が考えられるため重要となるが、発明の当事者である発明者の観点から、発明活動の促進の効果を踏まえた研究はこれまでなされてこなかった。

そこで、本研究は我が国を代表とする著名企業に所属する発明者に対し、アンケート調査を実施し、発明活動促進に係る3つの重要な課題点と考えられる「発明者のモチベーション」「特許文献の活用」「進歩性と特許保護の強弱」について、詳細な調査分析及び考察を行ったものである。

本論文は5章で構成されている。第1章では、本研究の背景とリサーチクエスチョン、先行研究と課題点、本研究の特色と目的等について述べている。第2章では発明者のモチベーションに関する分析について述べている。本章においては、本研究による調査分析の結果、先行研究と同様に、金銭的インセンティブについては正の効果があることが示唆され、金銭を職務発明の対価とする制度については肯定的に捉えられる点が確認できた一方、平成27年の法改正を踏まえて、金銭に加えて何かしら特定のインセンティブを与えるよりも、発明者のタイプ(どのような価値観を有する発明者群)と、その特徴を明らかにし、それらのタイプに応じて効果的なインセンティブ付与の可能性を検討できると考えられたことが述べられている。第3章では、特許文献の活用と発明者の能力開発に関して述べている。本章においては、本研究による調査分析の結果、特許文献の積極的意義について経験や実績の豊かな発明者の結果に限定すると比較的肯定的な傾向がみられたこと、さらに、経験や実績が豊かな発明者は「適切な特許文献の探知」や「難解な文献の高い応用能力や理解」などの専門的能力が高いと推測され、特許情報が活用できていない経験の浅い発明者のかかる能力強化の教育が発明促進に貢献する可能性があることが述べられている。第4章では、進歩性の審査と特許保護の強弱に関する評価に関して述べている。本章においては、本研究による調査分析の結果、特許権の保護を強める政策をとると、特に発明活動促進に貢献する経験や実績が豊かなエリート発明者に強いインセンティブを与える可能性が示唆されたことが述べられている。第5章では、本研究の全体を総括し、本研究の結果から、本件研究の調査対象となったソフトウェア分野の企業において、特許制度やその企業などにおける運用を適切に行うことにより、発明活動の促進につながると考えられることが発明者の視点から確認することができたこととともに、本研究の意義、今後の課題等

が述べられている。

本研究は、主として技術経営分野に関する学際的な研究であり、工学（経営工学）・法学（知的財産法学）・経営学（技術経営）などの学問分野に貢献出来ると考えている。また、知的財産の創造・保護・活用から構成される知的創造サイクルを社会システムとしてとらえてその研究をおこなう本専攻における知的創造システム特殊研究の趣旨にも合致し、本特殊研究における研究の意義は大いにあるものと思料される。また、本論文のような視点からの知的財産制度及びその運用に関する研究は、特許庁等の官庁における立法政策のみならず企業における実務という点においても有用なものであると考えられる。

このような本研究の研究成果については、本学大学院在学中に、査読付き論文 2 編、国外学会発表 1 件、国内学会発表 1 件を行うと共に、研究結果については協力企業に報告し実務にも役立つとの高い評価を得ている。

なお、技術者倫理に関する高度な倫理観についても確認済である。

よって、本論文は博士（学術）の学位に十分値すると判断する。